

平成22年（行ウ）第2号
原告 奥村悦夫 外6名
被告 今治市 外5名

準備書面（38）

2012年 1月24日

松山地方裁判所 御中

被告準備書面（3）への反論 その6

被告準備書面には、原告準備書面への具体的反論がなく、
それは、原告の主張の整合性を示している

1、被告準備書面の原告準備書面への具体的反論がない。それは、原告の主張の整合性を示している

（1） 被告準備書面（3）の5頁の1行目から7行目で、

2 無償措置法については、単なる法批判に過ぎない。

勉強会については、沖縄の事例を例にとっている単なる物語であり、本件採択が違法であるとする主張にすらなっていない。

また、原告らは、委員長が日本会議の会員であるとし、同会議と連携しながら委員の独自評価裁決のためのルール作りを画策したとの主張をするが、これも単なる物語であり実質的な反論をする必要がないものである。

と主張する。

原告らは、本件採択の違法性をこれまでもる詳細に述べた。しかし、一方、被告らは、「無償措置法については、単なる法批判に過ぎない」と述べているのみで、何ら具体的な原告への反論がない。

また、原告らは、本件採択のように、教育委員らが、採択協議会の答申を無視して、教育委員らの教科書に対する独自に評価に基づく採択権限が、教育委員会にあるとする根拠法は存在せず、被告がこの採択の根拠法とする無償措置法は、根拠法となり得ないことを詳細に述べた。しかしながら、被告らは、この原告らの主張に具体的な反論を行っておらず、「念仏を唱える」ごとくに、ひたすら、無償措置法を理由もなく根拠法と主張しているのみである。つまり、合理的な理由を述べられないのである。その理由は、るる述べたようにそのような根拠法は存在しないからである。存在するのは、被告らの空しいそうであってほしいという希望的観測に過ぎない。

また、「勉強会については、沖縄の事例を例にとっている単なる物語であり、本件採択が違法であるとする主張にすらなっていない。」と主張しているが、原告らは、本件勉強会のこと沖縄における勉強会の類似点を、詳細に証拠を示して述べた。しかし、被告は、これに対して、何ら具体的に反論していない。つまり、具体的に反論できないのである。そのことは、原告らの主張の正当性を示している。

さらには、「原告らは、委員長が日本会議の会員であるとし、同会議と連携しながら委員の独自評価裁決のためのルール作りを画策したとの主張をするが、これも単なる物語であり実質的な反論をする必要がないものである。」と主張するが、この点においても、原告らは、詳細に主張・立証しているにもかかわらず、この点についても、被告らは、何ら具体的に反証できておらず、「単なる物語」と述べることしかできていない。つまり、具体的に反論できないのであり、それは、原告らの主張の正当性を示しているのである。

(2) 被告準備書面(3)の5頁の16行目から24行目で、

2 原告らの主張に沿った主張をしているにすぎないこと

被告らにおいて採択手続が違法でないことは、常に主張立証してきている。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教科書の無償措置に関する法律、執行機関と附属機関ないしこれに類似する機関との関係等々から既に明らかである。

原告らが三省堂の国語用教科用図書に言及した箇所はおよそ見当たらず、原告らは、歴史、公民分野についてのみ執拗に主張する。従って、被告らにおいて、歴史、公民分野の教科用図書に言及しただけであり、被告らの主張を失当とされるいわれはない。

と主張する。

原告らはこれまでに、準備書面において詳細に本件採択の違法を主張・立証してきた。しかし、一方被告らは、「被告らにおいて採択手続が違法でないことは、常に主張立証してきた。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教科書の無償措置に関する法律、執行機関と附属機関ないしこれに類似する機関との関係等々から既に明らかである。」との主張するに止まり、原告らの本件採択の違法を主張・立証への合理的な理由の反論を出来ずにいる。それは、本件採択が明確に違法であるからである。

また、被告らは、「原告らが三省堂の国語用教科用図書に言及した箇所はおよそ見当たらず、原告らは、歴史、公民分野についてのみ執拗に主張する。従って、被告らにおいて、歴史、公民分野の教科用図書に言及しただけであり、被告らの主張を失当とされるいわれはない。」と主張する。あいた口が塞がらない。これまで、原告らは、訴状及び準備書面において本件採択における適正手続違反を主張・立証してきた。この適正手続き違反には、当然、本件の国語教科書の採択における採択協議会の答申とは異なる教科書を採択していることが含まれていることは明々白々である。つまり、原告らは、一貫して、本件国語教科書の採択の違法性を主張してきたのである。にもかかわらず、被告らは、勝手に「歴史、公民分野の教科書」の採択の違法を述べているだけだと、原告らの主張を勝手に捏造する。この被告らの主張は、全く論外であり、失当というほかない。

(3) 被告準備書面(3)の6頁から7頁で

1 本件採択は、財務会計行為となんら関係がないことについて本件採択は、支出負担行為、支出命令又は財産管理行為ではないので、被告今治市の財務会計行為でないことは明らかである。

そして、原告らが主張する公金の支出（資料等の作成費用、教育委員らの報酬、教育長の給料、教科用図書等の購入費用。以下これらを「本件支出」という。）の事務手続に違法性がないことは、既に主張しているとおりでである（被告ら準備書面(1)8、9、13、14頁）。

教科用図書等の購入は本件採択を直接の原因として支出したものではない（準備書面(1)9、10頁、上述第1の3）。よって、本件採択の結果により直接影響を受ける支出ではない。

このように、本件支出と本件採択はなんら関係がない。従って、本件採択の法的評価のいかんにかかわらず、本件支出は適法なものである。

と主張する。

本件採択が、本件図書の直接の原因であることは、すでに何度も原告準備書面で主張・立証したとおりである。つまり、被告らのこの主張には全く合理的理由がなく、また、本件図書の購入に関する財務会計行為には、怠る事実があることは明白である。

以上